

磯医院居宅介護支援センター

運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人財団源会が開設する磯医院居宅介護支援センター(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援(以下「事業」という。)は、高齢者等が要介護状態(以下「利用者」という。)となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所の介護支援専門員又はその他の従業者(以下「介護支援専門員等」という。)が、利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 法人理念の一地域と共に「ひとに優しい医療と介護」に基づき、利用者やその家族が、居宅において安全で安心して過すことができるよう事業の提供に努める。
- (2) 事業の実施に当たって、事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。また、指定居宅サービス事業者等を紹介する際は複数の事業者等を紹介するよう求められるようし、利用者が選択できるように説明を行い、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。また、指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められた際は丁寧に説明を行う。尚、公正中立性の確保の観点から定められたサービスの利用割合等の公表、説明を別紙1にて行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。
- (4) 利用者が医療機関に入院する必要が生じた場合は利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該医療機関に伝えてもらうよう努める。
- (5) 地域包括支援センターからの支援困難ケースを積極的に受け入れる。
- (6) 介護保険等関連情報等を活用し、PDCA サイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 磯医院居宅介護支援センター
- (2)所在地 東京都荒川区南千住5-9-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 事業所の介護支援専門員等の管理及び業務の管理を一元的に行う
- (2) 介護支援専門員 1名以上 指定居宅介護支援の提供にあたる
- (3) 事務員 適当数 必要な事務を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで(国民の祝日、年末年始を除く。)
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 時間外 営業日・営業時間以外は電話対応を行う。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料とその他の費用の額)

第6条 事業の提供方法及び内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。利用料の額とその他の費用は別紙に定める料金表のとおりとする。

- (1) 課題分析(アセスメント)
- (2) 居宅サービス計画書の作成・評価
- (3) サービス担当者会議の開催
- (4) 介護支援専門員の一月に1回以上の居宅訪問
- (5) モニタリングの一月に1回以上の結果記録
- (6) サービスの調整
- (7) 介護保険認定の手続き援助
- (8) その他介護等に関する相談

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、公共交通機関を利用した場合のみ、その実費(往復分)を徴収する。

3 利用者の都合により解約した場合、既定の解約料金を頂く場合がある。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、荒川区(南千住、荒川、東日暮里)、台東区(三ノ輪1～2丁目、根岸3～5丁目、竜泉1～3丁目)の区域とする。

(相談・苦情対応)

第8条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、居宅介護支援に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故発生時の対応)

第9条 介護支援専門員等は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には速やかに主治医、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(人権の擁護、虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待を防止するための従業者に対する年1回以上の研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 虐待防止検討委員会の開催
- (4) 虐待の防止のための指針の整備
- (5) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための専任の担当者の任命
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、虐待等またはセルフ・ネグレク事案を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

(衛生管理等に関する事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態の管理並びに備品等の衛生的な管理を行い、又、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを次のとおり行う。

- (1) 感染症対策に関する委員会の開催
- (2) 感染症対策の指針の整備
- (3) 感染症対策に関する研修の実施
- (4) 感染症対策に関する訓練(シミュレーション)の実施

(業務継続に向けた取組に関する事項)

第12条 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる取り組みを次のとおり行う。

- (1) 業務継続に向けた計画等の策定
- (2) 業務継続に向けた研修の実施
- (3) 業務継続に向けた訓練(シミュレーション)の実施

(ハラスメント対策に関する事項)

第13条 事業主は、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント又はカスタマーハラスメントにより介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止する取り組みを次のとおり行う。

- (1) 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

(身体拘束に関する事項)

- 第14条 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 身体拘束の事案を発見した場合は、速やかに、関係者への確認を行います。

(その他の運営についての留意事項)

- 第15条 事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、前条の事項、認知症ケア等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。
- (1) 採用時研修 採用後2月以内
- (2) 認知症に関する研修 年1回
- 2 介護支援専門員等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 介護支援専門員等であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を介護支援専門員等との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人財団源会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規定は平成31年2月1日から制定する。
- この規定を令和元年10月1日より改訂する。
- この規定を令和3年4月1日より改訂する。
- この規定を令和6年4月1日より改訂する。

料金表

[基本料金]

居宅介護支援費(Ⅰ)	介護支援専門員 1人あたりの担当件数が 1~44件	要介護 1・2	12, 380円
		要介護 3・4・5	16, 085円
居宅介護支援費(Ⅱ)	介護支援専門員 1人あたりの担当件数が 45~59 件	要介護 1・2	6, 201円
		要介護 3・4・5	8, 025円
居宅介護支援費(Ⅲ)	介護支援専門員 1人あたりの担当件数が 60 件以上	要介護 1・2	3, 716円
		要介護 3・4・5	4, 810円

[加算]

加算の種類	加算の要件	加算額	
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合	1月につき 3, 420円	
入院時情報連携加算(Ⅰ)	利用者が医療機関に入院した際に、医療機関に1日以内に必要な情報を提供した場合	1月につき 2, 850円	
入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が医療機関に入院した際に、医療機関に3日以内に必要な情報を提供した場合	1月につき 2, 280円	
退院・退所加算	医療機関や介護保険施設等からの退院・退所に当たって医療機関等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合	カンファレンス参加無	カンファレンス参加有
		連携1回 5, 130円	
		6, 840円	
		連携2回 6, 840円	
		8, 550円	
		連携3回 ×	
		10, 260円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	医療機関の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合	1月に2回を限度 2, 280円	
特定事業所加算(Ⅰ)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を <u>全て</u> 満たした場合	1月につき 5, 916円	
特定事業所加算(Ⅱ)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> 満たした場合	1月につき 4, 799円	
特定事業所加算(Ⅲ)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> 満たした場合	1月につき 3, 682円	

特定事業所加算(A)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部満たした場合</u>	1月につき 1, 299円
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算(I)～(III)のいずれかを取得し、かつ、退院・退所加算の算定に係る医療機関等との連携を年間35回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間5回以上算定している場合	1月につき 1, 425円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上訪問した場合	1月につき 4, 560円
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに同席し、必要な情報の提供を行い、医師又は歯科医師等から必要な情報提供を受け、記録をした場合	1月に1回 570円

[減算]

高齢者虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算	虐待の発生又はその再発を防止するため、措置を講じなければならない。 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施、早期の業務再開を図るための計画に従い必要な措置を講じなければならない。	所定単位数の100分の1単位を所定単位数から減算。
特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1月につき2, 280円
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合	基本料金の50% 2カ月以上の場合100%

[交通費]

通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、公共交通機関を利用した場合のみ、その実費(往復分)を徴収させて頂きます。

[解約料]

ご利用者様のご都合により解約した場合、下記の料金を頂く場合がございます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	要介護 1・2	20, 000円
	要介護 3・4・5	23, 000円

[サービス利用票を作成した月において利用実績のない場合]

病院等から退院又は退所するもの等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、モニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は[基本料金][加算]を請求いたします。

別紙1

① 前 6 か月間に作成した居宅介護サービス計画書における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合は以下の通りです。

期間(令和5年9月～令和6年2月)

訪問介護 33.3%	通所介護 41.5%	地域密着型通所介護 19.6%	福祉用具貸与 72.5%
------------	------------	-----------------	--------------

② 前 6 か月間に作成した居宅介護サービス計画書における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業所によって提供されたものの割合(上位 3 位)は以下の通りです。

期間(令和5年9月～令和6年2月)

訪問介護	コムニケア24癒しのヘル パーステーション南千住 25.3%	宮本ケアステーション 12.4%	SOMPO ケア南千住訪問 介護 10.8%
通所介護	あらかわ介護リハビリセンタ ー 14.1%	デイサービスセンターたか ら 11.5%	グリーンハイム荒川デイサ ービスセンター 11.2%
地域密着型通所介護	アサヒトラストリハビリセンタ 一日暮里 26.9%	リハビリセンターあしすと 11.7%	いきいきらいふ SPA 荒川 10.3%
福祉用具貸与	フランスベッド株式会社メデ ィカル足立営業所 32.9%	シルバーはあと荒川 18.6%	トーカイ足立営業所 11.0%

重要事項説明書

1. 事業者

事業者の名称	医療法人財団源会
法人所在地	東京都荒川区南千住1-56-10
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 磯 裕明
電話番号	03-3807-8171

2. 運営の目的

居宅介護支援(以下「事業」という。)は、高齢者等が要介護状態(以下「利用者」という。)となった場合において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できることを目的としています。

3. 運営の方針

前項に示した目的に沿って、事業所では以下の運営方針を定めていますので、ご理解頂いた上でご利用ください。

- (1) 法人理念の一地域と共に「ひとに優しい医療と介護」に基づき、利用者やその家族が、居宅において安全で安心して過すことができるようサービス提供に努めます。
- (2) 事業の実施に当たって、事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。また、指定居宅サービス事業者等を紹介する際は複数の事業者等を紹介するよう求められるようにし、利用者が選択できるように説明を行い、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。また、指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められた際は丁寧に説明を行います。尚、公正中立性の確保の観点から定められたサービスの利用割合等の公表、説明を別紙1にて行います。
- (3) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。
- (4) 利用者が医療機関に入院する必要が生じた場合は利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該医療機関に伝えてもらうよう努めます。
- (5) 地域包括支援センターからの支援困難ケースを積極的に受け入れています。
- (6) 介護保険等関連情報等を活用し、PDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めます。
- (7) 事業の実施に当たっては、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じています。事業の提供中に、虐待等またはセルフネグレクト等の事案を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。
- (8) 事業の実施に当たっては、介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態の管理並びに備品等の衛生的な管理を行い、また、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを行います。
- (9) 事業の実施に当たっては、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる取り組みを行います。
- (10) 職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント又はカスタマーハラスメントにより介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止する取り組みを行います。
- (11) 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ないません。身体拘束の事案を発見した場合は、速やかに、関係者への確認を行います。

4. 概要

(1)居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	磯医院居宅介護支援センター
所在地	東京都荒川区南千住5-9-1
介護保険指定番号	1371802404
サービス提供地域	荒川区(南千住、荒川、東日暮里) 台東区(三ノ輪1~2丁目、根岸3~5丁目、竜泉1~3丁目)

(2)職員体制

職員	員数	業務内容
管理者	1人	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います
介護支援専門員	1人以上	指定居宅介護支援の提供にあたります
事務員	適当数	必要な事務を行います

(3)営業日および営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで(祝日、12月30日～1月3日は除く)
営業時間	午前9時から午後5時まで
時間外	専用ダイヤルで対応 番号:080-7082-9685

(4)居宅介護支援サービスの実施概要

事項	備考
課題分析の方法	厚生労働省の標準課題項目に準じて最低月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行います
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加します
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能です

(5)居宅介護支援費(利用料金)は別紙2の通りです。介護保険報酬改定等で変更があった際にはその都度ご説明いたします。尚、居宅介護支援費は全額保険給付となっております。

(6)交通費

サービス提供地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、公共交通機関を利用した場合のみ、その実費(往復分)を徴収させて頂きます。

(7)解約料

ご利用者様のご都合により解約した場合、下記の料金を頂く場合がございます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	要介護 1・2	20,000円
	要介護 3・4・5	23,000円

5. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1)事業所相談窓口

相談窓口	所長
担当者	颶田 智司(さつた)
電話番号	03-6426-2121
対応時間	平日(月)～(金)、午前10時～午後4時

(2)円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに詳しい事情を聞くとともに、担当者または居宅サービス事業者等から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情申し立て者に伝えます。

(3)苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

荒川区役所介護保険課	03-3802-3111(代表)
台東区役所介護保険課	03-5246-1111(代表)
東京都国民健康保険団体連合会	03-6238-0177(介護相談窓口)

6. 事故発生時の対応

事業の過程において発生した利用者の身体的または精神的に通常と異なる状態であった場合は、下記のとおりの対応を致します。

- ① 事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに区市町村(保険者)、利用者の家族等に報告します。
- ② ①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し区市町村(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

7. 緊急時の対応方法

事業者は居宅サービス事業者等から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

8. 主治医および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治医および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとることで、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うこととします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ① 利用者の入院時、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、医療保険証等に加えて「居宅介護支援担当者証」をお持ち頂きますようお願いいたします。
- ② 入院時には、利用者または家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。

9. 秘密の保持

- ① 事業者、介護支援専門員及び事務員等は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 事業者は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において個人情報を用いません。

10. ターミナル期の支援

末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治医等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治医等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせて頂き、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治医やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者等へ提供することで、その時々の状態に即したサービス内容の調整等を行います。

別紙1

① 前 6 か月間に作成した居宅介護サービス計画書における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合は以下の通りです。

期間(令和5年9月～令和6年2月)

訪問介護 33.2%	通所介護 41.4%	地域密着型通所介護 19.5%	福祉用具貸与 72.7%
------------	------------	-----------------	--------------

② 前 6 か月間に作成した居宅介護サービス計画書における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業所によって提供されたものの割合(上位 3 位)は以下の通りです。

期間(令和5年9月～令和6年2月)

	上位 1 位	上位 2 位	上位 3 位
訪問介護	コミニケア24癒しのヘルパーステーション南千住 26.8%	宮本ケアステーション 13.2%	SOMPO ケア南千住訪問 介護 11.4%
通所介護	あらかわ介護リハビリ センター 15.5%	デイサービスセンターた から 12.7%	グリーンハイム荒川デイ サービスセンター 12.3%
地域密着型通所介護	アサヒトラストリハビリセンタ 一日暮里 29.1%	リハビリセンターあしすと 12.7%	いきいきらいふ SPA 荒川 11.2%
福祉用具貸与	フランスベッド株式会社メデ ィカル足立営業所 34.3%	シルバーはあと荒川 19.3%	トーカイ足立営業所 11.4%

別紙2

[基本料金]

居宅介護支援費(Ⅰ)	介護支援専門員1人あたりの担当件数が1~44件	要介護 1・2	12, 380円
		要介護 3・4・5	16, 085円
居宅介護支援費(Ⅱ)	介護支援専門員1人あたりの担当件数が45~59 件	要介護 1・2	6, 201円
		要介護 3・4・5	8, 025円
居宅介護支援費(Ⅲ)	介護支援専門員 1 人あたりの担当件数が 60 件以上	要介護 1・2	3, 716円
		要介護 3・4・5	4, 810円

[加算]

加算の種類	加算の要件	加算額	
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合		1月につき 3, 420円
入院時情報 連携加算(Ⅰ)	利用者が医療機関に入院した際に、医療機関に1日以内に必要な情報を提供した場合		1月につき 2, 850円
入院時情報 連携加算(Ⅱ)	利用者が医療機関に入院した際に、医療機関に3日以内に必要な情報を提供した場合		1月につき 2, 280円
退院・退所加算	医療機関や介護保険施設等からの退院・退所に当たって医療機関等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合	カンファレンス参加無	カンファレンス参加有
		連携1回	
		5, 130円	6, 840円
		連携2回	
		6, 840円	8, 550円
		連携3回	
		×	10, 260円
緊急時等居宅 カンファレンス加算	医療機関の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合	1月に2回を限度 2, 280円	
特定事業所加算(Ⅰ)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を <u>全て</u> 満たした場合	1月につき 5, 916円	
特定事業所加算(Ⅱ)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> 満たした場合	1月につき 4, 799円	
特定事業所加算(Ⅲ)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> 満たした場合	1月につき 3, 682円	
特定事業所加算(A)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> 満たした場合	1月につき 1, 299円	

特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得し、かつ、退院・退所加算の算定に係る医療機関等との連携を年間35回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間5回以上算定している場合	1月につき 1,425円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上訪問した場合	1月につき 4,560円
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに同席し、必要な情報の提供を行い、医師又は歯科医師等から必要な情報提供を受け、記録をした場合	1月に1回 570円

[減算]

高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するため、措置を講じなければならない。	所定単位数の100分の1単位を所定単位数から減算。
業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施、早期の業務再開を図るための計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1月につき2,280円
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合	基本料金の50% 2カ月以上の場合は100%

[サービス利用票を作成した月において利用実績のない場合]

病院等から退院又は退所するもの等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、モニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は[基本料金][加算]を請求いたします。